

京丹後市人事行政の運営等の状況の公表について

第1 職員の任免及び職員数に関する状況

1 職員の採用状況(平成19年度)

事由	区分	一般行政職	技能労務職	福祉職 幼稚園	消防職	医師・歯科 医師職	薬剤師・医 療技術職	看護・ 保健職	合 計
試験採用					4人		3人	19人	26人
選考採用等		1人				6人			7人
合 計		1人	0人	0人	4人	6人	3人	19人	33人

2 職員の退職の状況(平成19年度)

	一般行政職	税務職	企業職 (水道)	福祉職 幼稚園	技能労 務職	消防職	医師・ 歯科医 師職	薬剤師 ・医療 技術職	看護・ 保健職	合 計
定年退職	3人				9人	4人	1人	1人		18人
勸奨退職	9人	1人	2人	12人	3人	1人			3人	31人
その他	3人				2人		6人	2人	5人	18人
普通退職	2人				1人		6人	2人	4人	15人
分限退職										
懲戒免職										
失 職										
死亡退職	1人				1人				1人	3人
合 計	15人	1人	2人	12人	14人	5人	7人	3人	8人	67人

3 職員数の状況(平成20年4月1日現在)

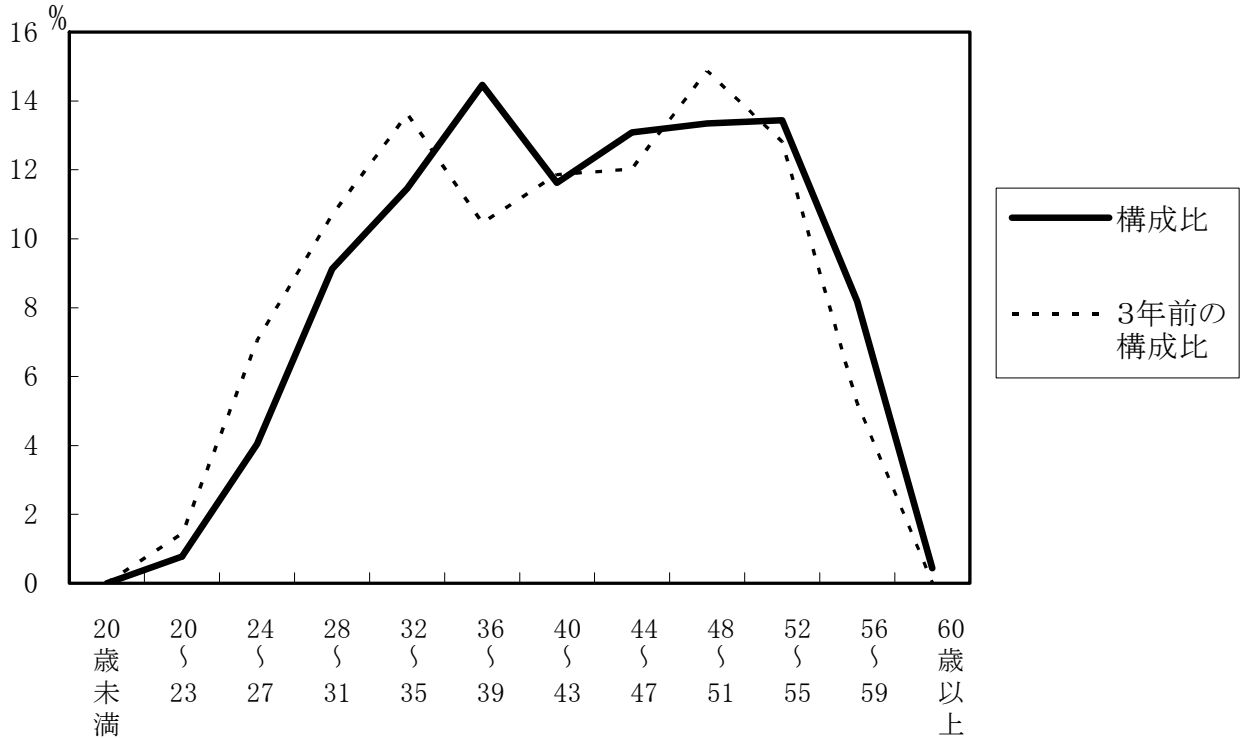
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数 (人)			対前年増減数 (人)		
		平成18年	平成19年	平成20年	平成18年	平成19年	平成20年
一般行政 部 門	議 会	5	5	5	0	0	0
	総 務	128	130	119	2	2	11
	税 務	33	31	31	9	2	0
	民 生	234	218	204	15	16	14
	衛 生	62	58	53	5	4	5
	農林水産	59	55	54	3	4	1
	商 工	31	29	28	2	2	1
	土 木	38	35	35	2	3	0
	小 計	590	561	529	30	29	32
特別行政 部 門	教 育	129	120	111	6	9	9
	消 防	96	94	93	2	2	1
	小 計	225	214	204	4	11	10
公営企業等 会計部門	病 院	313	312	313	7	1	1
	水 道	26	27	22	0	1	5
	下水道	21	16	20	0	5	4
	その他	33	31	29	1	2	2
	小 計	393	386	384	8	7	2
合 計		1,208	1,161	1,117	42	47	44

(注) 地方公共団体定員管理調査 ただし、教育長は除く 職員数は一般職に属する職員数です。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成19年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	9人	33人	98人	137人	165人	130人	147人	143人	160人	90人	5人	1,117人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

京丹後市行財政改革推進計画(京丹後市集中改革プラン)

(各年4月1日現在)

区分	平成17年計画始期	18年1年目	19年2年目	20年3年目	21年4年目	22年5年目	18年～22年計	20年実績
一般会計職員	職員数 879	841	799	745	686	661	-	754
	増減	38	42	54	59	25	218	125(57.3%)

- (注) 1 計画期間は、平成17年～平成22年の5年間です。
 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の増減数を、計の欄にあっては計画期間内の増減数の累計を示します。

京丹後市定員適正化計画(医療職給料表適用職員を除く計画です。)

(各年4月1日現在)

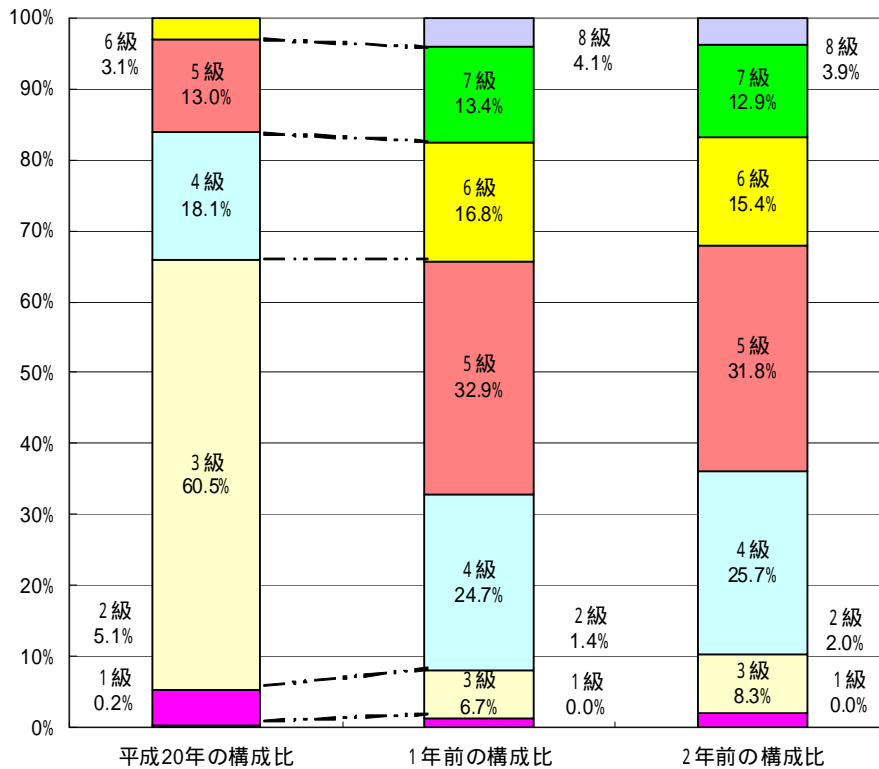
部門	区分	平成17年計画始期	18年1年目	19年2年目	20年3年目	21年4年目	22年5年目	18年～22年計	20年実績
一般行政部門	職員数	620	590	561	529	513	499	-	529
	増減		30	29	32	16	14	121	91(75.2%)
特別行政部門	職員数	229	225	214	204	197	190	-	204
	増減		4	11	10	7	7	39	25(64.1%)
公営企業等部門	職員数	98	97	90	87	86	86	-	87
	増減		1	7	3	1	-	12	11(61.7%)
計	職員数	947	912	865	820	796	775	-	820
	増減		35	47	45	24	21	172	127(73.8%)

- (注) 1 計画期間は、平成17年～平成22年の5年間です。
 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の増減数を、計の欄にあっては計画期間内の増減数の累計を示します。

4 一般行政職の級別職員数等の状況(平成20年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	部長、市民局長の職務	13人	3.1%
5級	課長、主幹の職務	54人	13.0%
4級	課長補佐、主査の職務 保育所長、幼稚園長の職務	75人	18.1%
3級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 主任の職務	251人	60.5%
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	21人	5.1%
1級	定型的な業務を行う職務	1人	0.2%
計		415人	100.0%

- (注) 1 京丹後市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



- (注) 平成20年に8級制から6級制に変更しています。
(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合しています。)

第2 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 18年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
19年度	62,919	30,006,356	443,031	6,244,914	20.8	21.9

(注) 1 平成19年度決算(一般会計)における人件費及び人件費率です。

2 この人件費には、議員・特別職(常勤・非常勤)に支給される給与及び報酬を含みます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
19年度	775	2,921,947	476,969	1,167,177	4,566,093	5,892	6,059

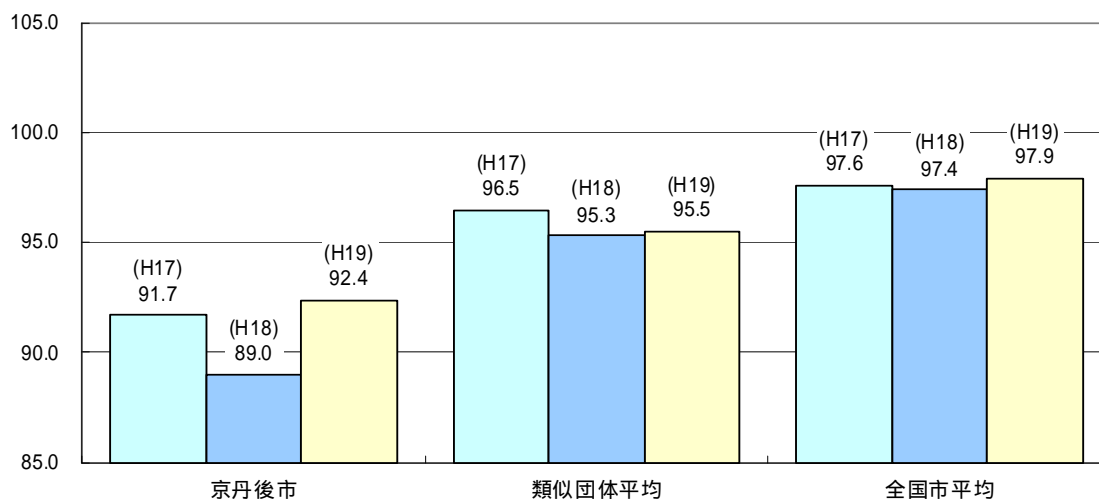
(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成19年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

なし

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成20年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職(415人)	44.3 歳	336,695 円	430,133 円
技能労務職(99人)	48.9 歳	308,582 円	330,284 円
教育職(幼稚園教諭)(6人)	46.4 歳	351,350 円	383,857 円

(参考) 適用給料表別状況

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
行政職給料表適用職員(809人)	43.9 歳	324,000 円	395,832 円
うち技能労務職以外(710人)	43.2 歳	326,150 円	404,972 円
うち技能労務職(99人)	48.9 歳	308,582 円	330,284 円
医療職給料表(一)適用職員(27人)	43.9 歳	442,300 円	1,224,078 円
医療職給料表(二)適用職員(57人)	41.1 歳	305,839 円	365,598 円
医療職給料表(三)適用職員(213人)	41.7 歳	305,111 円	358,959 円

医療職給料表(一)適用職員；医師、歯科医師

医療職給料表(二)適用職員；医療技術職(放射線技師、検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士等)

医療職給料表(三)適用職員；看護師、准看護師、助産師

この試算の行政職給料表適用職員には企業職員(水道)は含まれていません

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成20年4月1日現在)

区 分	京丹後市		国	
		減額措置後		
行政職給料表	大学卒	172,200 円	-	172,200 円
	短大卒	152,800 円	-	152,800 円
	高校卒	140,100 円	-	140,100 円
医療職給料表(一)	大学卒	237,700 円	-	237,700 円
医療職給料表(二)	大学卒	178,200 円	-	178,200 円
	短大卒	156,000 円	-	156,000 円
	高校卒	140,300 円	-	140,300 円
医療職給料表(三)	大学卒	198,300 円	-	198,300 円
	短大卒	180,500 円	-	180,500 円
	高校卒	153,300 円	-	153,300 円

(注) 医療職給料表(一);医師・歯科医師、医療職給料表(二);医療技術職、医療職給料表(三);看護師・准看護師・助産師

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成20年4月1日現在)

区 分	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	
一般行政職	大学卒	267,800 円	318,100 円	357,000 円
	短大卒	240,300 円	296,500 円	347,600 円
	高校卒	235,700 円	269,100 円	312,000 円

給与実態調査によります。

3 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

京丹後市	京 都 府	国
1人当たり平均支給額（19年度） 1,492 千円	1人当たり平均支給額（19年度） 1,955 千円	-
（19年度支給割合） 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 （ 1.6 ）月分 （ 0.75 ）月分	（19年度支給割合） 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.50 月分 （ 1.6 ）月分 （ 0.75 ）月分	（19年度支給割合） 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.50 月分 （ 1.6 ）月分 （ 0.75 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%、20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当（平成20年4月1日現在）

京丹後市	国
（支給率） 自己都合 勤続 20 年 23.5 月分 勤続 25 年 33.5 月分 勤続 35 年 47.5 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 1人当たり平均支給額 3,097 千円	（支給率） 自己都合 勤続 20 年 23.5 月分 勤続 25 年 33.5 月分 勤続 35 年 47.5 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 18,960 千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成 19 年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当（平成20年4月1日現在）

手当の種類（手当数）			18
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	感染症の発生子防又はまん延防止のため消毒等の作業に従事する職員	感染症の発生子防又はまん延防止のため消毒等の作業	日額500円
不燃物処理手当	最終処分場に勤務する職員	ごみの収集及び処理作業	月額7,000円
火葬業務手当	火葬作業に従事する職員	火葬処理	1体につき1,500円
し尿収集業務手当	し尿の処理作業に従事する職員	収集、運搬及び処分に係る作業	月額10,000円
行旅死亡人収容業務手当	行旅死亡人の処置に従事した職員	行旅死亡人の収容作業	日額2,000円
精神障害者護送業務手当	福祉事務所に勤務する職員	精神障害者の収容及び護送の作業	1回1,000円
生活保護業務手当	福祉事務所に勤務する職員	生活保護世帯の査察指導又は訪問調査等の業務	月額3,000円
市税徴収業務手当	市税の徴収業務に常時従事する職員	市税の徴収業務	月額3,000円
市税徴収専任業務手当	徴収事務に専任して従事する職員	市税及び使用料等の徴収業務	月額30,000円
隔日勤務手当	24時間の交代制勤務の消防職員	隔日勤務	1当務650円
火災出動手当	消防職員	火災等による緊急出動	1回330円
救急出動手当	消防職員	救急により出動	1回220円
救急業務手当	救急救命士での資格を有する消防吏員	救急業務に従事	月額1,500円
放射線取扱手当	診療放射線技師、	エックス線その他の放射線を入	日額230円

	診療エックス線技師	体に対して照射する作業	
夜間看護等手当	助産師、看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務	ア その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 6,800円 イ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額 (ア) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,300円 (イ) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 2,900円 (ウ) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,000円
医師業務手当	医師	医師の業務に従事	病院長 月額60万円以内 病院特別参与 月額50万円以内 病院副院長 月額40万円以内 診療所長 月額30万円以内 病院診療部長 月額30万円以内 病院診療科部長 月額25万円以内 病院診療科医長 月額21万円以内 医師 月額17万円 過疎地域に設置された診療所に常駐し、当該地域医療に従事した医師 月額15万円以内 職務に直接役立つと認められる資格を有する場合 月額5千円/資格(上限1万円)
医師派遣手当	医師	医療機関、地方公共団体の派遣依頼等により、主たる勤務公署を離れて医療業務に従事した場合	1回 市内用務 4時間未満 3,000円 4時間以上 6,000円 市外用務 4時間未満 10,000円 4時間以上 20,000円 加算額 深夜時間 2,000円/時 8時間超過 2,000円/時
緊急医療業務手当	医師	勤務時間外において、救急患者に対して緊急に医療の処置を施すために呼出しを受け、医療業務に従事した場合	1回10,000円

(4) その他の手当(平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
初任給調整手当	ア 採用による欠員補充が困難である医療職給料表(一)の適用を受ける医師(35年以内) 268,500円(16年未満)～52,500円(34年以上35年未満) イ 医療職給料表(二)の適用を受ける医療技術職(5年以内) 6,300円	異なる	支給区分と支給額の相違
扶養手当	ア 配偶者 13,000円 イ 配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500円 ただし、配偶者がいない場合 1人のみ 11,000円 ウ 満16歳になる年度の4月から満22歳になる年度の3月までの間にある子 1人につき5,000円加算	同じ	—
住居手当	ア 借家居住者 月額12,000円以上の家賃を支払っている場合 家賃額に応じて1,000円～27,000円 イ 自宅居住者 2,500円(新築・購入後5年以内)	同じ	—
通勤手当	ア 交通機関利用者 定期代相当分、限度額 1ヶ月当たり55,000	異なる	イ 距離区分と支給額

	円 イ 自動車等交通用具利用者(片道2km以上) 2km以上3km未満 3,000円、3km以上 1kmまでごとに600円を加算(限度額24,500円) ウ アとイの併用者 アとイの合計額(限度額 1ヶ月当たり55,000円)		(国の制度) 2km以上5km未満 2,000円 5km以上は5kmごとの区分で設定 60km以上 24,500円
単身赴任手当	異動等に伴って住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居し単身で生活することが常況となった職員 基礎額 23,000円 加算額 6,000円(100km以上)～45,000円(1,500km以上)	同じ	—
休日勤務手当	祝日、年末年始の休日に正規の勤務時間中に勤務 勤務1時間あたりの給与額の100分の135	同じ	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時～翌日午前5時まで)に勤務した職員に対し、勤務1時間当たりの給与額の100分の25	同じ	—
宿日直手当	通常の日直 4,200円 市立病院当直勤務 医師 35,000円 その他 5,900円 年末年始は倍額 勤務が5時間未満は100分の50	異なる	支給額の相違 (国の制度) 医療施設における医師の当直勤務 20,000円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、課長補佐相当職以上の職員に対して、給料月額額の100分の5から100分の25	異なる	支給割合の相違 (国の制度) 給料月額額の100分の8から100分の25
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給職員が臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合(2時間以上の勤務) 部長級等 8,000円 課長級等 6,000円 課長補佐級等 4,000円 4時間未満は100分の50 6時間超は100分の150	異なる	支給区分と支給額の相違 (国の制度) 支給区分、実働時間により 4,000円～27,000円

4 特別職の報酬等の状況(平成20年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市区町村長	880,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,030,000 円 / 679,000 円
	副市町村長	710,000 円	822,000 円 / 412,500 円
報 酬	議 長	450,000 円	551,000 円 / 305,000 円
	副 議 長	400,000 円	507,000 円 / 241,300 円
	議 員	380,000 円	475,000 円 / 216,600 円
期 末 手 当	市区町村長 副市町村長	(19年度支給割合) 3.35 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(19年度支給割合) 3.35 月分	
退 職 手 当	市区町村長 副市町村長	(算定方式) 給料月額×在職年数×100分の530 給料月額×在職年数×100分の315	(1期の手当額) (支給時期) 18,656,000 円 任期ごと 8,946,000 円

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

第3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間の状況(標準的な割り振り)

勤務時間	1週間の勤務時間数	1日の勤務時間数	始業時刻	終業時刻	休憩時間
	40時間	8時間	午前8時30分	午後5時15分	午後0時15分～午後1時
週休日	日曜日及び土曜日(勤務時間を割り振らない日)				
休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日				

2 育児休業、休暇の状況

(1) 育児休業の状況

区分	人数			平成19年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員			
	育児休業 取得者数	うち両休業 取得者数	部分休業 取得者数	(育児休業 対象者数)	うち育児休 業取得者数	うち両休業 取得者数	うち部分休 業取得者数
男性職員	-----	-----	-----	18人	-----	-----	-----
女性職員	24人 19人	-----	-----	24人	24人	-----	-----
計	24人 19人	-----	-----	42人	24人	-----	-----

(注1) 総務省の「勤務条件等に関する調査」の中で、(1 育児休業及び育児のための部分休業の取得者数)として計上したものです。

(注2) 左の欄の上段には平成19年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した者、下段には育児休業(部分休業)の期間が平成18年度から平成19年度にかけて引き続けている者の数を記載しています。

(2) 主な休暇の種類(平成20年4月1日現在)

区分	内容・取得条件等	期間
年次休暇	年次有給休暇は、休日とは別に労働者にできるだけまとまった休暇を有給で与え、心身の疲労を回復させ、労働力の維持を図ることを目的とした制度です。	1年につき20日間(ただし、20日を越えない範囲内の残日数を翌年に繰り越すことができません。)
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間
	公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を除く負傷又は疾病による場合	90日(結核性疾患にあっては、1年)を超えない範囲内で必要と認められる期間
	※ 病気休暇を与えられた職員が、勤務に復帰した後6月以内に再び同一疾病により病気休暇を受けようとするときは、当該病気休暇の期間は、前の病気休暇の期間を通算して前項ただし書に規定する期間とする。	
特別休暇	選挙権その他公民としての権利の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇 ※ 主な特別休暇は以下のとおり	
選挙権等行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
証人等出頭	証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
ドナー休暇	骨髄移植のための登録又は提供に伴う検査、入院等の場合	必要と認められる期間
ボランティア休暇	自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合	1年において5日の範囲内の期間
結婚休暇	結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため	連続する5日の範囲内の期間
産前休暇	8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間

産後休暇	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
育児休暇	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間
妻の出産休暇	妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	2日の範囲内の期間
男性職員の育児参加休暇	職員の妻が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間における5日の範囲の期間
子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(の範囲内の期間)
忌引休暇	親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族に応じ連続する1日から7日(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間
法要休暇	父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後15年数内)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間
夏季休暇	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
交通遮断	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	7日の範囲内の期間
交通遮断	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
危険回避	地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
介護休暇 (無給です。)	要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間

(3) 年次休暇の取得状況(平成19年1月1日～平成19年12月31日)

総付与日数 A (日)	総使用日数 B (日)	全対象職員数 C (人)	平均使用日数 B/C (日)	消化率 B/A (%)
32,412	5,988	817	7.3	18.5

(注1) 総務省の「勤務条件等に関する調査」の中で(表2一般職員の年次有給休暇の取得状況(個表))として計上したものです。

(注2) この調査での対象職員は、平成19年1月1日から平成19年12月31日までの全期間を在職した一般職の職員(職員全体から教育部局、監査部局、農業委員会部局を除き、更に技能労務職、育児休暇、休職中の職員を除外した職員)です。

(4) 介護休暇の状況について(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

(単位:人)

区分	介護休暇 取得者数	要介護者数(職員との続柄別)							
		配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員									
女性職員	3		2		1				
計	3		2		1				

第4 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分の状況(平成19年度)

処分事由等	降任	免職	休職	降給	失職	計
勤務実績がよくない場合	0件	0件				0件
心身の故障の場合	0件	0件	17件	0件	0件	17件
職に必要な適格性を欠く場合	0件	0件				0件
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0件	0件				0件
刑事事件に関し起訴された場合			0件	0件	0件	0件
条例に定める事由による場合			0件	0件	0件	0件
計	0件	0件	17件	0件	0件	17件

2 懲戒処分の状況(平成19年度)

処分事由等	戒告	減給	停職	免職	計
給与、任用に関する不正(諸給与の不正領得等)	0件	0件	0件	0件	0件
一般服務違反関係(信用失墜行為、欠勤、勤務態度の不良等)	2件	0件	0件	0件	2件
一般非行関係(傷害、暴行、金銭・異性関係等の非行)	0件	0件	0件	0件	0件
収賄等関係(収賄、横領等)	0件	0件	0件	0件	0件
道路交通法違反	0件	1件	0件	0件	1件
監督責任	0件	1件	0件	0件	0件
計	2件	1件	0件	0件	3件

第5 職員のサービスの状況(平成19年度)

1 職務専念義務免除の状況

区分	延べ日数等	期間
職務専念義務免除の許可	280.5日と449時間	平成19年1月1日～12月31日

2 営利企業等従事の許可状況

区分	件数
① 営利企業等の従事許可	0件
② 営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねるもの	2件
③ 自ら営利を目的とする私企業を営むもの	0件
④ 上記以外で報酬(無報酬を含む)等を得て事業又は事務に従事するもの	14件
合計	16件

※ ①の区分に属するもの: 京丹後市総合サービス株式会社

※ ④の区分に属する主なもの: 各種統計調査指導員、自治会役員、土地改良組合役員、その他公共的団体等の役員

3 綱紀保持の取組の状況

職員へ文書通知

服務規律の確保について(1月)

地方行政及び地方公務員に対する信頼の回復と服務規律の確保について(10月)

贈答品、接待を受けることの禁止について(7月、11月)

飲酒運転厳禁の再徹底について(9月、1月)

参議院議員通常選挙における地方公務員の服務規律の確保について(6月)

4 セクシュアル・ハラスメント防止対策の状況

京丹後市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱制定(平成17年11月11日)

第6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 人材育成基本方針

平成18年2月に「京丹後市職員人材育成基本方針」を策定し、市民起点で活動できる組織風土の醸成、職員の開発された能力を組織として活かす仕組み、個人の能力向上を視点に、毎年度、職員研修計画を定めて職員の人材育成に取り組んでいます。

- 1) 京丹後市職員人材育成推進委員会設置規定

項目	委員数	開催回数
人材育成推進委員会の設置	11人	1回

- 2) 京丹後市職員研修規程
3) 平成19年度京丹後市職員研修計画

2 研修の概要(平成19年度)

(1) 基本研修

項目	研修主体	受研人数
一般職員研修	京都市市町村振興協会	2人
監督者研修	京都市市町村振興協会	2人
管理者研修	京都市市町村振興協会	2人
管理者研修	市単独	84人
勤務評定者研修	市単独	30人

(2) 特別研修

項目	研修主体	受研人数
政策形成研修(課長級)	市単独	28人
政策形成研修(課長補佐～主任級)	市単独	78人
人権研修	市単独	109人
財務研修	市単独	142人
情報公開・個人情報保護研修	市単独	123人
行政サービスを考える講演会	市単独	115人
まちづくり基本条例フォーラム	京丹後市まちづくり基本条例制定をすすめる会	110人
情報セキュリティ研修(e-ラーニング)	地方自治情報センター	87人

(3) 特殊実務研修

項目	研修先	受研人数
税務担当職員初任者研修	京都市市町村振興協会	5人
税務「非木造家屋評価研修会」	京都市市町村振興協会	3人
税務「木造家屋評価研修会」	京都市市町村振興協会	3人
給与制度実務運用研修	日本経営協会	1人
研修事務担当者研修	京都市市町村振興協会	1人
人事評価研修	京都市市町村振興協会	1人
給与制度実務研修	社団法人日本経営協会	1人

(4) 派遣研修(人材養成)

項目	研修先	受研人数
法制執務(基礎)研修	京都市市町村振興協会	6人
住民協働とパートナーシップ要請研修	京都市市町村振興協会	7人
協働のためのコミュニケーション研修	京都府北部7市合同研修会	5人
メンタルヘルス研修	市町村共済組合	2人
リスクマネジメント研修	京都市市町村振興協会	1人

(5) 派遣研修(実務習得)

派遣研修先	研修期間	受研人数
内閣官房 構造改革特区推進室・地域再生推進室 内閣府 構造改革特区担当室・地域再生事業推進室	平成17年10月～19年9月	1人
経済産業省 資源エネルギー庁新エネルギー対策課	平成18年4月～20年3月	1人
経済産業省 製造産業局 繊維課	平成19年4月～20年3月	1人
京都府 総務部自治振興課	平成19年4月～20年3月	1人
京都府 丹後土地改良事務所	平成18年4月～20年3月	1人
財団法人 自治体国際化協会	平成18年4月～20年3月	1人
財団法人 全国地域情報化推進協会	平成19年4月～20年3月	1人
財団法人 京都産業21	平成19年4月～20年3月	1人
財団法人 丹後あじわいの郷	平成18年4月～20年3月	1人
財団法人 丹後地域地場産業振興センター	平成19年4月～20年3月	1人
社会福祉法人 京丹後市社会福祉協議会	平成19年4月～20年3月	1人
京丹後市総合サービス株式会社	平成19年1月～20年3月	1人

2 職員の勤務成績の評定状況

項目	内容
規則名称	京丹後市職員の勤務成績の評価に関する規則
評定回数	定期評定 年2回
評定期間	9月定期評定(4/1～9/30)、3月定期評定(10/1～翌年3/31)
被評定者	一般職の職員(部長及びこれらと同等の職にある者及び医療職給料表(一)の適用を受ける者を除く)
評定方法	評定者、調整者及び審査者により、被評定者の成績・態度・能力を総合評定
評定の公表	被評定者に実施規則、勤務成績表定表様式、評定要素基準表及び成績評定着眼点を開示して実施
評定結果の反映	昇任、昇格及び配置転換等の任用管理に活用

第7 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 福利厚生制度の状況

(1) 厚生制度の状況

、府内の自治体で組織する京都府市町村職員共済組合及び財団法人京都市市町村職員厚生会に所属し、職員の健康管理と福利厚生を実施しており、その主な状況は次のとおりです。

区分	主な項目	対象者	備考
健康 管理	巡回健診	全職員	
	人間ドック	希望の職員及び被扶養者	
	胃・子宮・乳房・大腸がん・前立腺検診	希望の職員及び被扶養者	
	健康診断結果相談会	希望者	
福利 事業	総合スポーツ大会	希望者	(財)京都市市町村職員厚生会負担金
	生活設計支援事業(各種講座)	希望者	
	給付事業 結婚祝金、子育て支援金、子育て祝金、災害見舞金、死亡弔慰金、遺児奨学支援金、健康回復助成金、人間ドック利用助成金、在宅療養見舞金、入院療養見舞金、要介護者等支援金	全職員	

(2) 共済制度の状況

社会保険制度の一環として、相互救済による共済制度を京都市市町村共済組合に加入し実施。

・ 短期給付

- (1) 法定給付

保健給付	療養の給付等、高額療養費、出産費、埋葬料
休業給付	傷病手当金、出産手当金、育児休業手当金、介護休暇手当金、休暇手当金
災害給付	弔慰金、災害見舞金等
- (2) 付加給付

一部負担金払戻金	
附加金(家族療養費、家族訪問看護療養費、埋葬料、災害見舞金)	
- (3) 公費負担医療との調整

国または地方公共団体の公費負担医療に該当したときは、短期給付との調整を行なう。

2 公務災害の発生状況

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
公務災害	25件	16件	9件	14件
通勤災害	—	—	—	—
計	25件	16件	9件	14件

第8 公平委員会からの報告

1 勤務条件に関する措置の要求の状況

なし

2 不利益処分に関する不服申立ての状況

なし